

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年9月28日

京都市長 門川大作

### 京都市規則第31号

#### 京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第4項中「課税課」の右に「という。」並びに全ての区役所又は区役所支所の区民部納税課（以下「納税課」）を加え、同条第10項中「区役所又は区役所支所の区民部納税課」を「納税課」に改め、同条中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項から第19項までを1項ずつ繰り上げる。

第2条第4項中「市税に係る証明（普通徴収の方法により徴収する市民税及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収する市民税に関するものに限る。）に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 市税に係る証明（普通徴収の方法により徴収する市民税及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収する市民税に関するものに限る。）に関すること。
- (2) 市税に係る徴収金（市税に係る過料を含む。）の徴収（市税の減免に関するものを除く。）に関すること。

第2条第15項を削り、同条第16項各号列記以外の部分中「前条第16項」を「前条第15項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「前条第17項」を「前条第16項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項各号列記以外の部分中「前条第18項」を「前条第17項」に、「同条第19項」を「同条第18項」に改め、同項を同条第17項とする。

#### 附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

（行財政局人事部人事課）